

## 入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ ～「在学届」を提出してください！～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成20年4月以降も学部又は大学院に在学する場合、「在学届」を提出することにより在学期間中の返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出してください。

### 記

- 届出対象者・・・(1)平成20年4月に大学院へ入・進学する学生  
(2)以前に「在学届」を提出した者のうち、休学・留年等で平成20年4月以降も引き続き在学する学生  
(3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、平成20年4月以降も引き続き在学する学生

平成20年3月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレー口座に加入しているため、10月から引き落としが始まります！猶予を希望する場合は必ず**在学届**を提出してください。

- 提出期間・・・平成20年4月1日(火)～4月18日(金)
- 提出先・・・**所属する学部・研究科の奨学金担当係**
- 提出書類・・・**「在学届」**

「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」(P26)をコピーして使用するか、日本学生支援機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp>)【日本学生支援機構トップページ→奨学金→〈奨学金の返還〉各種願出用紙→在学届】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)でも配付しています。

平成20年3月12日  
本部奨学厚生グループ